

皇學館大学オープンアクセス方針

令和3年4月1日
教学運営会議 制定

(趣 旨)

1. 皇學館大学（以下「本学」という。）は、本学に在籍する教員等（以下「教員等」という。）の研究・教育活動において作成された成果等（以下「研究・教育成果」という。）を、学内外に広く公開することで、本学の研究・教育の発展に資するとともに、社会への貢献に寄与することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(研究・教育成果の公開)

2. 本学は、公的研究資金等を用いて作成された教員等の研究・教育成果を、皇學館大学学術リポジトリ等（以下「リポジトリ等」という。）、教員等が選択する方法によってインターネットを通じて無償で公開する。ただし、研究・教育成果の著作権は、著作権者から移転しない。

(適用の除外)

3. 著作権その他の理由でリポジトリ等による公開が不適切であると図書委員会が判断した場合、当該研究・教育成果に対して本方針の適用を除外する。

(適用の不遡及)

4. 本方針施行以前に出版、契約を締結した研究・教育成果には、本方針を適用しない。

(その他)

5. この方針に定めのない事項については、教員等の申請に基づき図書委員会で協議することとする。なお、リポジトリ等に関する事項は、別に定める。